

令和9年度税制改正に関する意見書

令和8年3月

東京地方税理士会

令和9年度税制改正に関する意見書

目 次

一 はじめに

1. 本意見書の基本的な考え方…………… 1
2. 本意見書の作成に際して…………… 2

二 改正要望事項

1. 国税通則法関係

【重要な改正要望事項】

- (1) 国税通則法1条(目的)の改正等について…………… 6
- (2) 反面調査に伴う事前通知等について…………… 6
- (3) 内容虚偽の更正の請求の場合の罰則について…………… 7
- (4) 質問に対する正当な理由に基づく不答弁について…………… 7

2. 国税共通関係(関連租税特別措置法関係を含む)

【重要な改正要望事項】

- (1) 同族会社の行為計算否認規定の廃止について…………… 8
- (2) 少額の減価償却資産等の損金算入限度額の各規定について…………… 8
- (3) 財産債務調書等の廃止について…………… 8
- (4) 印紙税の廃止について…………… 9

【その他の改正要望事項】

- (1) 中小法人等の延納制度の整備について…………… 9
- (2) 森林環境税等について…………… 9
- (3) 自動車リサイクル預託金について…………… 10
- (4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の廃止について…………… 10
- (5) 法人及び個人の事業所等に係る住民税均等割の取扱いについて…………… 10

3. 所得税関係

【重要な改正要望事項】

- (1) 所得控除の見直しについて…………… 11
- (2) 所得税の確定申告期限の見直しについて…………… 12
- (3) 源泉徴収制度の見直しについて…………… 12
- (4) 源泉所得税の納期限、納期特例適用者の範囲及び納期特例の適用開始月について…………… 13
- (5) 青色申告特別控除について…………… 13
- (6) 給与所得控除の見直し等について…………… 14

(7) 公的年金等控除の見直しについて	14
(8) 金融所得課税の見直しについて	15

【その他の改正要望事項】

(1) 損失等の繰越控除について	15
(2) 雑損控除の控除順序について	15
(3) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例について	16
(4) 人的控除の適用除外規定から青色事業専従者及び事業専従者を外すこと	16
(5) 不動産関連の損益通算制度について	16
(6) 空き家特例について	17
(7) 相続による事業承継の場合の青色申告承認申請書の提出期限について	17
(8) 事業と称するに至らない規模の不動産所得等の資産損失の取扱いについて	18
(9) 死亡の場合の準確定申告書の提出期限について	18

4. 法人税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 役員給与の損金不算入規定の見直しについて	19
(2) 中小法人等に係る欠損金の繰越期間の制限の撤廃について	19

【その他の改正要望事項】

(1) 交際費課税の見直しについて	20
(2) 収益事業の範囲を定める規定の見直しについて	20
(3) 法人が民事再生法等による債務免除等を受けた場合の取扱いについて	21
(4) 法人の青色申告承認申請書等の提出期限について	21

5. 相続税・贈与税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 相続税の課税方式の変更について	22
(2) 相続税・贈与税の財産評価について	22
(3) 相続税、贈与税の連帯納付義務について	22
(4) 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度について	23
(5) 債務控除の範囲の見直しについて	23

【その他の改正要望事項】

(1) 住宅資金の贈与を受けて住宅用家屋を取得した場合について	24
(2) 非上場株式等の納税猶予等に係る贈与税の納税猶予税額の計算について	24
(3) 2次相続における相続税法の特則の適用について	25

6. 消費税関係

【重要な改正要望事項】

- (1) インボイス制度の円滑な運用を図るための追加措置について…………… 26
- (2) 消費税の課税のあり方について…………… 27
- (3) 税率について…………… 28

【その他の改正要望事項】

- 固定資産等を取得した場合における特例制度について…………… 28

7. 地方税関係

【重要な改正要望事項】

- (1) 所得税と個人住民税の課税方法等の統一及び簡素化について…………… 29
- (2) 固定資産税（償却資産）の課税標準額算定方法と申告期限について…………… 29
- (3) 個人事業税における事業主控除の引き上げについて…………… 29
- (4) 個人事業税における課税対象事業の見直しについて…………… 30
- (5) 法人事業税・住民税に係る欠損金の繰戻還付制度の創設について…………… 30
- (6) 中小法人及び個人事業者の税負担への配慮について…………… 30

【その他の改正要望事項】

- (1) 事業税の社会保険診療報酬の非課税措置の廃止について…………… 31
- (2) 事業所税の廃止について…………… 31
- (3) 死亡又は出国により国内に住所を有しなくなった場合の住民税について…………… 31
- (4) 不動産取得税の免税点の引き上げについて…………… 31
- (5) 固定資産税の免税点の引き上げについて…………… 32

8. 納税環境整備関係

【重要な改正要望事項】

- (1) 税務通達等の情報公開及び重要な通達の法律化について…………… 33
- (2) 番号制度の整理統合を含めた有効活用及び個人事業者番号の導入について…………… 33
- (3) 特定法人の電子申告義務化の見直しについて…………… 34
- (4) 納税緩和制度に関する規定の整備について…………… 34
- (5) 第二次納税義務者の権利救済制度について…………… 35
- (6) 第二次納税義務者の免責制度について…………… 35

【その他の改正要望事項】

- (1) 納付の利便性向上について…………… 36
- (2) 地方税に係る法人設立届出書等の手続簡略化について…………… 36

9. 国際課税

【重要な改正要望事項】

- (1) 租税回避行為否認規定の導入について…………… 37
- (2) 非居住者の国内源泉所得に係る源泉徴収について…………… 37

(凡 例)

法令等の略称表示は、次のとおり。

「通法」	国税通則法
「徴法」	国税徴収法
「所法」	所得税法
「法法」	法人税法
「相法」	相続税法
「消法」	消費税法
「印法」	印紙税法
「措法」	租税特別措置法
「地法」	地方税法
「会法」	会社法
「震法」	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
「復法」	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
「内法」	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
「災免法」	災害減免法

この他、各法の「令」は施行令、「則」は施行規則、「基通」は基本通達

「R 8 大綱」 令和 8 年度税制改正大綱（令和 7 年 12 月 19 日 自由民主党・日本維新の会）

一 はじめに

本書は、東京地方税理士会（以下、「本会」という。）が、税理士法第 49 条の 11（建議等）「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」という規定に基づき、本会会員の意見を取りまとめた令和 9 年度税制改正意見書であり、本会理事会の議決を経た本会の意見表明である。

税理士は、税務に関する専門家として、納税者と常に接しており、税制及び税務行政に関する納税者の考えを知りうる立場にあることから、納税者の意見を取り入れ、税制のあるべき姿を検討し意見を発していくことが求められている。なお、本会は、国民・納税者が納得できる税制及び公平な税務行政の実現にあたり、その一翼を担う団体であり、神奈川県並びに山梨県の税理士及び税理士法人が所属している。

本書の作成にあたっては、本会会員・各支部・各部委員会から広く意見を求め、提出された 93 件の税制改正要望意見を、本会調査研究部において個別に検討・議論し、従来からの意見に今回の意見を追加整理した。

本書が今後の税制や税務行政のあり方及び税理士に関する制度の改善に活かされるよう要望する。

1. 本意見書の基本的な考え方

日本国憲法第 14 条の平等原則及び第 84 条の租税法律主義に基づき、税務の専門家である税理士は、社会の構成員として税を公平に分かち合うための「公平・中立・簡素」という租税の三原則の実践に寄与していく必要がある。また、申告・納税を行う納税者の理解と自発的な協力を得るためには、税務行政において公正性と透明性が確保されなければならない。

租税法律主義のもとでその公正性と透明性を法的に担保するためには、法令等に対する適正手続の保障が必要である。現行の国税通則法は、行政手続的な権利保障については整備が進んできているものの、納税者の権利保護に関する規定は十分といえない。納税者の権利を明確に位置づけ、税務行政の適正手続を確保するためには国税通則法を改正して、同法第 1 条に「納税者の権利利益の保護に資することを目的とする。」と明記し、その理念に基づいて「納税者権利憲章」を制定することが必須である。

本意見書は、次に掲げる税制の基本的考え方に基づいて作成されている。

(1) 公平な税負担がなされていること

憲法 14 条の平等原則より導き出された租税公平主義の公平性の基準には、経済力の高い者ほど税の負担能力も高いとする「垂直的公平」と、同じ経済力の者は同じ税を負担するという「水平的公平」がある。また、少子高齢化が急速に進む現状において「世代間の公平」にも十分な配慮がされなければならない。

(2) 簡素な税制であること

最近の税制改正は複雑な内容を含んだものが多く、納税者自らが理解し判断を行うべき申告納税制度においては、税制はできるだけ簡素であることが望ましい。納税者に理解されやすい簡素な制度は納税者の信頼を得るために不可欠である。また、税務行政の事務コストを軽減させるような税制を検討することも必要である。

(3) 納税者の事務負担が適正かつ合理的であること

わが国では申告納税制度を採用しているため、納税者側において、各種申告書の作成や納税手続きなど多くの事務負担が生じている。近年においてはマイナンバー制度、消費税のインボイス制度並びに令和6年には所得税の定額減税が実施され、納税者の事務負担は増大している。本来は納税者の事務負担は過度なものであってはならず、常に合理的であり、かつ必要最小限の事務負担とされるべきである。

(4) 税制を時代の変化に適合させること

業務のDX化や先進技術を活用した新しいビジネスの誕生など、急速に進む経済社会の構造転換の状況に合わせ、国や地方の税制も適切に対応していく必要がある。暗号資産取引やデジタル金融商品など、新たな経済取引の形態に対する適正な課税のあり方についても検討を進めていく必要がある。社会の多様化など時代の変化に伴い、課税上の新たな不公平を生じさせないため、時代に的確に対応した中長期的な視点に立った税制の見直しが必要である。

(5) 税務行政の透明性を確保すること

申告納税制度の維持発展及び納税者の公平な税負担を実現するためには、税制における立法過程、税務行政の意思決定並びに運用に関する情報の透明性を確保し、国民の信頼を確立しなければならない。

2. 本意見書の作成に際して

税制改正意見書の作成に際しては、上記1の「本意見書の基本的な考え方」にとどまらず、わが国の社会的・経済的な環境を考慮する必要がある。わが国を取り巻く社会的・経済的な環境に対応するための税制上の課題としては、下記が挙げられる。

(1) インボイス制度の見直し

令和8年度与党税制改正大綱では、消費者が支払った消費税相当額について、その全額が適切に納税されるべきであるとの考え方にに基づき、これに沿って各種経過措置を段階的に縮小していく方針が示された。

しかし、消費者が事業者に対して支払う消費税相当額は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格を有するものであり、事業者が当該消費税相当額につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではないとされている。こうした消費税の性格を踏まえると、経過措置の縮小を消費者から受け取った額との関係で説明することは適切ではない。

また現状、取引慣行や価格競争の激化等により、消費税相当額を十分に価格転嫁できない小規模事業者が依然として多数存在している。こうした事業者にとって、経過措置の縮小は事業継続に直接的な影響を及ぼすおそれがある。

したがって、各種経過措置が縮小されていく過程においては、インボイス制度導入に伴う影響や生じる問題点を丁寧に検証し、必要に応じて制度の見直しを行うことが必要である。

(2) 人的控除の見直し

わが国では少子高齢化が進み、社会が複雑化する中で家族のあり方は多様化している。しかし、税制・社会保障・福祉の多くは、依然として従来の「夫婦と子」という家族形態を前提として設計されており、価値観の多様化に対応しきれていない。

人的控除の見直しにあたっては、所得控除や税額控除の意義等を踏まえつつ、少子高齢化の進展、家族形態の変化、女性の社会進出などの経済社会の変化に対応した制度となっているかを検討すべきである。あわせて、複雑化した所得控除について、縮小・廃止を含めた見直しを行い、基礎控除への簡素化・集約化を図る必要がある。

(3) 税務行政DXにおける納税者の権利保護

わが国では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」が公表され、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」を掲げ、施策の推進が図られている。

その中で、納税者の利便性の向上のため、日常使い慣れたデジタルツールで簡単・便利に手続きができる環境構築を目指すとされているが、現状のシステムは使いやすさの面で十分とはいえず、特に高齢者や障害のある者にとってオンライン申告は依然として困難であり、納税者への配慮が不十分である。

また、AI・データ分析の活用により申告漏れの可能性が高い納税者の判定などが行われているが、納税者のプライバシーや権利保護の観点から問題が生じるおそれがある。

税務行政DXが進展していく中で、納税者の権利保護と税務行政の適正な執行を確保する観点から、納税者権利憲章を制定することが不可欠である。

(4) 事業承継税制のあり方について

中小企業は、日本の全企業数の99.7%を占め、従業員の約7割が中小企業で雇用されている。中小企業は事業活動を通じて日本の雇用の大部分を支えるとともに、経済の活性化に不可欠な役割を担っている。

しかし、中小企業の経営者の高齢化が進み、後継者不足が深刻化する中で、中小企業を維持・存続させるためには事業承継を円滑に行うことが不可欠である。

平成21年度税制改正により事業承継税制が創設され、現在まで数度の改正により改善が図られてきたが、制度が依然として煩雑であり、検討しても利用を断念する経営者が多い。より多くの制度利用を促すためには、非上場株式の評価の見直しを含め、より使いやすい新たな制度の検討が必要である。

(5) 金融所得への課税について

納税者の年間所得が1億円を超えると所得税の負担率が低下する、いわゆる「1億円の壁」は、以前から課題として指摘されてきた。

所得税は給与・事業所得などには最高税率45%で累進課税をする一方、利子・配当・株式譲渡益といった金融所得は一律15%（住民税を合わせて20%）で課税される。高所得者ほど金融所得が所得全体に占める割合は高い傾向にあり、所得税負担率が下がることになる。

これを是正するため、令和5年度税制改正において、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が創設され、さらに令和8年度与党税制改正大綱において基準所得金額及び税率の見直しが行われた。しか

し、当初の措置の対象は年間所得 30 億円超の約 200～300 人程度と限定的であり、見直し後も約 2,000 人程度にとどまる見込みである。税制による再分配機能を強化し、税負担の公平を確保する観点から、適用税率の水準や総合課税のあり方を含めた課税制度の見直しが必要である。

(6) ふるさと納税の見直し

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査結果」(令和 7 年 7 月 31 日)によれば、令和 6 年度の実績は、受入件数が約 5,879 万件、受入額は約 1 兆 2,728 億円となっており、前年度比で件数はほぼ横ばいであるが、受入額は約 1.1 倍の伸びとなっている。受入額のうち 46.4%に相当する 5,901 億円が、返礼品の調達・送付、広告、決済及び事務手続に係る費用として使われていることも報告された。

令和 7 年 10 月からふるさと納税の指定基準が改正され、仲介サイトによるポイント付与が禁止された。さらに令和 8 年度与党税制改正大綱においては、地方公共団体が実施する事業に活用できる割合を 60%以上とすること、その使途の公表、高所得者について特例控除額の定額上限(193 万円)を設けることとされた。しかし、ふるさと納税による税収の移転は一部の人口が多い自治体の税収減につながり、ひいては都市部の住民サービスの低下などの影響も危惧されている。

また、寄附額の増加に伴い、返礼品関連費用や事務経費が多額に上る現状を踏まえると、寄附金ほどの程度地域の公共サービスや住民福祉の向上に充てられているのか、寄附者が容易に把握できる仕組みが不可欠である。

ふるさと納税制度の創設趣旨、すなわち「ふるさとを離れて都市部で生活する納税者が制度を通じて生まれ故郷に貢献する」という趣旨に立ち戻ることを求められており、ふるさと納税制度のあり方自体について検討が必要である。

(7) その他

その他、下記に挙げた課題についても検討が必要である。

① 退職所得課税の見直しについて

長らく続いた終身雇用制度から、柔軟に働き方を変更できる転職などへの人材流動化に対応するため、退職所得課税について見直しが検討されている。ただし、退職金は長期間の勤務に報いる功労金及び給与の後払い的な性格を有するものであり、退職者の老後生活を維持するための重要な資金であるという側面もある。これらの要素を十分に加味しながら、税制が国民生活に過度な影響を与えないよう慎重に検討をしていく必要がある。

② 災害に対する税制上の対応について

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害(仮称)など、わが国は地理的条件や気象的条件から災害リスクが極めて高く、これらに対する税制上の対応を準備しておく必要がある。それぞれの税制で個別に対応だけでなく、災害への対応を見据えた総合的な税制のあり方を検討する必要がある。

③ 租税法主義に基づく課税要件の明確化について

同族会社等の行為又は計算の否認(法人税法 132 条、相続税法 64 条 1 項)は、納税者が行った行為や計算が「不当」であると判断される場合に、課税庁がその効果を否認できる包括的な規定である。しかし、これらの規定には共通して不確定な概念に依存しているところがあり、納税者にとって事前に適法性を判断することは容易ではない。透明性を確保するためにも個別に規定を設けるべきである。

また、財産評価基本通達の定めによらない財産の評価（財産評価基本通達6項）については、最高裁判決において「合理的な理由」を要すると示されたものの、その「合理的な理由」の内容は明確ではなく、納税者にとって適否の判断が困難である。「合理的な理由」を明確化、もしくは個別の規定を設けるべきである。

④ 給付付き税額控除の検討について

政府・与野党は「国民会議」を設置し、減税と現金給付を組み合わせる中低所得層を支援する「給付付き税額控除」の制度設計などを議論するとしている。同制度は、アメリカで1975年に勤労所得税額控除（EITC）として導入されて以降、イギリス、フランス、カナダ、韓国など10か国以上で採用されている。

しかし、本制度には構造的な課題がある。税額控除と現金給付を組み合わせることで全所得層が支援を受けられる一方、申告所得が低く見える層に給付が集中し、正確に申告する者ほど不利になるという逆転現象が生じ得る。特に、金融所得・資産所得の捕捉が不十分な現状では、低所得の資産家に給付がされるという問題がある。こうした課題を踏まえ、今後、制度のあり方について丁寧な検討を重ねることが重要である。

⑤ 税制改正に伴う事務負担への配慮について

令和6年に実施された定額減税では、源泉徴収義務者である企業の経理担当者等が、月次減税事務や年末調整対応など多大な事務負担を強いられた。制度の周知期間も短く、現場は混乱した。

給付付き税額控除をはじめとする新たな税制が導入される場合にも、源泉徴収制度を通じた類似の仕組みとなる可能性があり、同様の事態が繰り返されることを懸念する。制度設計にあたっては、納税者への支援という政策目的のみならず、それを実務で支える経理担当者や税務の現場が過度な負担を負うことのないよう、十分な配慮と準備期間の確保を求めたい。

二 改正要望事項

1. 国税通則法関係

【重要な改正要望事項】

(1) 国税通則法1条(目的)の改正等について

国税通則法1条(目的)の文言を、「もって納税者の権利利益の保護に資することを目的とする」に改め、同法に「納税者の権利」の章を新設して、納税者の基本的権利を定めること。

また、納税者にわかりやすい平易な言葉を用いた「納税者権利憲章」を行政文書として制定すること。(通法1)

<理由>

現行の国税通則法1条の目的規定は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として租税債務確定を優先させているが、行政手続法1条の目的が「国民の権利利益の保護に資すること」と規定していることに比べて、国民の権利利益の保護の観点欠缺している。

G7(先進7ヶ国)の中では、2000年にイタリアが納税者権利法を制定して、日本以外の6ヶ国全てが納税者権利憲章を制定している。このように、現在は、納税者の権利の保護を明確化することにより、税務行政に対する理解と信頼を得て、国民・納税者からの自発的な納税協力を得ることが、税務行政の効率性を向上させる有効な方法であるという理解が世界的な潮流になっている。

また、昨今の税務行政におけるデジタル化の進展は、行政効率の向上をもたらす一方で情報漏洩リスク等があり、課税庁側にはデータ利用に関する透明性・説明責任などが求められる。また、納税者のプライバシー権や自己情報コントロール権などに対する新たな権利保障の必要性を生じさせている。

そこで、納税者の税務行政への理解と信頼性向上に資するためにも、国税通則法1条の目的規定を「もって納税者の権利利益の保護に資することを目的とする」に改め、同法に「納税者の権利」の章を新設して、納税者の基本的権利を明確に定めることが必要である。その上で、当該権利が実質的に保護されるように、例えば、調査の事前通知の際に調査理由の開示をすることなど、税務行政の適正手続に関して、実定法を全般的に見直すべきである。

あわせて、一般の納税者が見てもわかりやすい平易な言葉を用いた「納税者権利憲章」を行政文書として制定すべきである。

以上のことは、地方税においても同様であり、地方税務行政についても適正手続及び納税者の権利救済のための手続を整備する必要がある。

(2) 反面調査に伴う事前通知等について

質問検査権の行使に際して、事前の通知を要する者に、反面調査を受ける者を含めること。また、実地調査が行われている納税義務者に対し反面調査の実施における事項を事前に通知する旨を規定すること。(通法74の9)

<理由>

質問検査権の行使に伴う実地の調査は、納税義務者に対するものも反面調査の対象者に対するものも、その影響は何ら変わるものではないが、事前通知を要する者に反面調査を受ける者は法令上規定されていない。また、反面調査の実施について納税義務者へ事前に通知を行うことも規定されていない。そのため反面調査の必要性が説明されないまま、納税義務者の知らないところで反面調査が実施され、取引先との信頼関係を損なうおそれがある。

以上のことから、事前通知を要する者に反面調査を受ける者（税務代理人を含む）を含めること、また、反面調査の実施について納税義務者（税務代理人を含む）へ事前に通知を行うことを法令上明文化すべきである。

また、反面調査の対象者が、質問検査権に応じない場合には罰則が科せられる。取引先との信頼関係を損なう可能性があることや、秘密を保持する義務を負っている場合もあり、調査に協力しない「正当な理由」（通法128）の有無については、事前に検討する機会が与えられる必要がある。

(3) 内容虚偽の更正の請求の場合の罰則について

内容虚偽の更正の請求の場合の罰則については、適用を悪質な事案に限定するため、「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」という文言を要件に加えること。
(通法128①)

<理由>

平成23年度税制改正において、偽りの記載をした更正の請求書を提出した場合には「1年以下の懲役（現行法では「拘禁刑」）又は50万円以下の罰金に処する」とする罰則規定が創設された。同規定によれば、例えば、申告に際して過少申告加算税が課されるような事案と同等の場合においても刑罰が科されかねず、更正の請求自体を躊躇させてしまうことが懸念される。これでは、納税者の権利保障のために更正の請求の期間延長をした平成23年度税制改正の趣旨を無にしかねない。刑罰を科す以上、いわゆる重加算税が課される以上の悪質性を要件とする必要があることから、少なくとも重加算税において要件とされる「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」という文言を加え、「その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき更正請求書を提出したとき」とすべきである。

(4) 質問に対する正当な理由に基づく不答弁について

「当該職員の質問に対して答弁せず」（通法128①二）に、同3号で用いている「正当な理由」の文言を加えて、「当該職員の質問に対して、正当な理由がなくこれに答弁せず、」とすること。
(通法128①二)

<理由>

国民に対して国家権力を行使する場合には、いかなる場合においても、必要性、合理性及び相当性を備えなければならないが、「正当な理由」の要件は、税務調査の実効性の確保と物件の所持者の権利との調整を図るとともに、税務調査の合理性・相当性を担保するための要件でもある。

当然解釈、あるいは同3号の類推解釈により、質問検査権の行使に対して正当な理由がある場合には、これを拒めると解する考え方もあるが、罰則を伴う質問検査権の行使である以上、解釈によらずに法令上明文化すべきである。

2. 国税共通関係（関連租税特別措置法関係を含む）

【重要な改正要望事項】

(1) 同族会社の行為計算否認規定の廃止について（所得税・法人税・相続税・地価税・事業税）

同族会社の行為計算否認規定を廃止すること。

（所法157、法法132他、相法64、地価税32、地法72の43）

<理由>

同族会社の行為計算否認の規定は、課税要件が抽象的で包括的なものとなっており、その適用は課税庁の裁量に委ねられている面が大きい。課税要件が明確でない状態で適用される規定は、納税者の予測可能性と法的安定性を損なうおそれがあることから、租税法律主義の観点からも個別要件規定を必要に応じて立法化し対応すべきである。

(2) 少額の減価償却資産等の損金算入限度額の各規定について（所得税・法人税）

少額の減価償却資産等の損金算入限度額に係る各規定を統一化すること。

（措法28の2、同67の5、所令138、同139、同139の2、法令133、同133の2、同134）

<理由>

少額な減価償却資産の取扱いについては、現行法ではその取得価額の金額が10万円未満、20万円未満、30万円未満という3つの区分により損金の額又は必要経費への算入方法が規定されており、令和8年度与党税制改正大綱においては中小企業者等の少額減価償却資産の損金・必要経費算入の上限について従来の30万円から40万円への引き上げが盛り込まれている（なお、常時使用する従業員数が400人超の法人については適用対象除外）が、簡素な税制による納税者利便性の観点から、取得価額が40万円未満の減価償却資産については、前述の従業員数400人超の法人を対象外とする制限等を設けず、一律に全額を損金の額又は必要経費に算入すべきである。同様に、少額繰延資産に係る限度額も40万円未満とすべきである。

なお、これらの取扱いは、すべて本法に一本化して規定すべきである。

(3) 財産債務調書等の廃止について

財産債務調書及び国外財産調書の提出制度を廃止すること。

（内法5、同6の2）

<理由>

財産債務調書及び国外財産調書の提出制度は、一定の基準を満たす者に対して、その者の財産及び債務に係る情報の提出を求めるものである。

所得税の計算に直接必要でないものまで情報の提出を求めることは、納税者の理解を得難いばかりか、詳細な事項の記載を求めることは、納税者にとって事務負担が大きい。また、個人の所有する財産等の情報を求めるものであるから、慎重に運用すべき制度にもかかわらず、同制度には、税務調査の事前通知と調査終了手続の適用がない。

納税者に対して過大な事務負担となっていることや、税務行政手続における適正手続を保障する観点からは、当該制度は廃止すべきである。

(4) 印紙税の廃止について

印紙税を廃止すること。

(印法)

<理由>

現行の印紙税は、紙媒体の取引を前提としており、電子文書は課税対象とならない。同じ経済取引であるにもかかわらず課税の取扱いが異なり、課税の公平性から問題があるばかりか、もはや時代に適合している税制とはいえない。また、課税の可否判定については曖昧な部分があり、明確性を欠くものとなっている。したがって、印紙税は廃止すべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 中小法人等の延納制度の整備について（法人税・消費税）

所得税法に規定されている延納制度を法人税法及び消費税法においても整備すること。

<理由>

中小法人等にとって日々の資金繰りの改善は重要な経営課題であり、特に厳しい経営環境の下では、決算期における納税が大きな負担となる場合がある。現行、所得税には延納制度が設けられているが、法人税は法定納期限までに一括納付することが原則とされており、個人事業者と中小零細法人との間で、納税資金の準備に不均衡な取扱いとなっている。

中小法人等の資金繰りを考慮するとともに、滞納を回避するためにも、昭和59年度税制改正において廃止された法人税の延納制度を復活させ、また、消費税については延納制度を創設すべきである。

(2) 森林環境税等について

森林環境税及び森林環境譲与税のあり方を見直すこと。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)

<理由>

「この法律は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため」(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律1条)に制定された。

既に、神奈川県水源環境保全税、山梨県森林環境税、横浜みどり税をはじめ、多くの地方自治体において、森林環境や水源環境を保全するための財源として同様の地方税を導入している。これらの地方自治体の住民においては、同様の趣旨により国税と地方税の二重の負担を強いられることとなる。

また、森林環境譲与税の用途は、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策(同法34条)とされているが、先行して事業を実施している地方自治体における用途との重複がないよう調整する必要がある、さらに森林環境税等の政策目的をより明確にするべきである。

森林環境整備の重要性は認めるものの、森林環境税等は課税のあり方を見直すべきである。

(3) 自動車リサイクル預託金について (所得税・法人税)

自動車リサイクル預託金を支出時の損金又は必要経費として処理すること。

<理由>

自動車リサイクル預託金については、自動車が廃車又は売却されるまで預け金等として資産計上することとされ、支出時には損金の額又は必要経費に算入されないが、一般的に当該預託金額は少額で期間損益に与える影響も少ない。事務処理の煩雑さをなくすためにも、支出時に全額を損金の額又は必要経費に算入すべきである。

なお、既に資産計上されているものについては、損金の額又は必要経費に算入される金額を平準化させるために、一定年数で均等償却するなどの経過措置を講ずることが必要である。

(4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の廃止について (所得税・法人税)

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止すること。 (措法26、同67)

<理由>

社会保険診療報酬の所得計算の特例制度は、小規模医療機関の事務負担を軽減することにより、経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための措置である。

しかし、この特例で定められている概算経費の額と実額の間には多額な措置法差額が生じていることや、特例適用者のほとんどが特例選択の有利判定を行っている実情を考えると、もはや先に掲げた制度趣旨に沿っているとはいえないのが現状である。

他の業種では、適正な会計帳簿の作成を基礎とした実額経費によって所得計算を行っていることを考えれば、医療事業者にのみ概算経費との比較計算を認める現行制度に合理性はなく、課税の公平の見地から、同特例措置は廃止すべきである。

(5) 法人及び個人の事業所等に係る住民税均等割の取扱いについて

法人住民税均等割及び個人住民税均等割のうち事業所等に係るものは、法人税又は所得税の計算上、損金の額又は必要経費に算入すること。 (法法38②二、所法45①四)

<理由>

法人住民税均等割及び個人住民税均等割のうち事業所等に係るものは、当該自治体に事業所等を有する法人又は個人が、自治体からの行政サービスを受用することに対する受益者負担的なものである。事業所等を有することで課税されるのであれば物的課税といえるため、法人住民税均等割及び個人住民税均等割のうち事業所等に係るものについては、損金の額又は必要経費に算入されるべきである。

3. 所得税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 所得控除の見直しについて

① 人的控除について

イ 基礎控除の控除額が通減及び消失する仕組みを廃止して、所得の多寡に関係なく一律の控除額とすること。

ロ 配偶者控除及び扶養控除等の人的控除の水準を見直すとともに、基礎控除額を生活保護水準に見合うものとして大幅に引き上げること。

ハ 子ども手当の廃止に伴う税負担に配慮して、年少扶養控除を復活させること。

② その他の所得控除について

イ 医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）について、縮小又は廃止を再検討すること。

ロ その他の所得控除については、整理・合理化して、簡潔な内容とすること。

(所法72～同86)

<理由>

① 人的控除について

イ 基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の基礎的な人的控除は、最低生活費部分を課税対象外とするとともに、課税最低限を規律する機能を有している。特に、基礎控除については、人的控除の中で最も基本的な控除であり、憲法25条の生存権、すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するために、最低限度の生活を維持するために必要な部分は課税しないとする趣旨に基づくものである。基礎控除については、高所得者であっても所得の多寡に関係なく適用されるべきである。

ロ 人的控除の水準に関しては、家族のあり方の変化、働き方の多様化、少子化の進展に対応しつつ、若年層及び低所得層の負担を軽減・支援する観点から、配偶者控除及び扶養控除の額よりも基礎控除の額を高額の水準とすることが適当である。令和7年度及び令和8年度税制改正大綱で基礎控除額が引き上げられたが、これは物価上昇に対応する措置として行われたものであり、最低限度の生活を営むために必要な金額として十分なものになったとはいえない。生活保護基準との関係からみても、その額はさらなる引き上げが必要であるが、この場合には、基礎控除以外の人的控除については、控除水準を縮小又は廃止することを検討する必要がある、あわせて少子化対策については、必要な者に直接給付するなど社会保障制度等と組み合わせて検討する必要がある。

ハ 子ども手当が廃止され、児童手当に変更されたことで税負担が増加している。そのため人的控除全体の見直しが行われるまでは、年少扶養控除を復活させて当面の負担調整を図るべきである。

② その他の所得控除について

イ 医療費の負担については、税制と同時に社会保障制度の問題でもある。マイナンバー制度の普及により、税（所得情報）と社会保障の紐付けが可能になり、所得の多寡に応じた医療費の負担が技術的にも可能になりつつある。昭和25年の創設より相当の時間が経過した今日、時代に適合した税制の観点から再検討される必要がある。

また、医療費控除は所得控除のため、自ずと高所得者に有利に働いてしまう面を有している。そうした面に対する措置として、現行制度の一律10万円の控除を廃止し、代わりに総所得金額の5%を医療費からの控除額とする、あわせて医療費控除の控除上限額も現行の200万円から下げていくこと等が考えられる。このように制度の縮小を図りながら、低所得者は引き続き当制度が利用でき、高所得者に有利な面は低減させられる。こうした制度の再検討も必要であるとする。

ロ 令和2年より所得金額調整控除が創設され、非居住者の被扶養者判定も厳しくなり、年末調整がますます複雑になっている。実務の煩雑化を避けるために、各種所得控除について整理・合理化して簡素な内容とすべきである。

(2) 所得税の確定申告期限の見直しについて

所得税の確定申告期限を見直すこと。

(所法120①、消法45、地法317の2)

<理由>

現在の所得税の確定申告期限は3月15日とされているが、近年では制度が著しく複雑化してきており、納税者が期限内に正しい申告計算を行うには、その期限が短く、その間の事務負担も大きい。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2年続けて4月15日まで確定申告期限が延長されたが、税金に対する影響が特段認められなかったことを踏まえれば、納税者の事務負担に配慮して、恒久的に確定申告期限の延長を検討すべきである。

なお、所得税と消費税の申告計算に強い関連性があることを踏まえ、所得税の確定申告期限については、個人事業者の消費税の申告期限である3月31日以降とすることが適当であり、あわせて、個人住民税の確定申告期限についても見直すことが必要である。

(3) 源泉徴収制度の見直しについて

- ① 報酬・料金等に対する源泉徴収税額からは復興特別所得税（防衛特別所得税を含む）を徴収しないこと。
- ② 報酬・料金等の納期の特例の適用範囲を広げること。
- ③ 源泉徴収の対象となる所得の範囲を明確にすること。
- ④ 源泉徴収義務の法的責任を免除する措置を検討すること。
- ⑤ 源泉徴収税額の過誤納について、確定申告で精算できる措置を検討すること。

(復法8、同28、所法181～同223)

<理由>

① 復興特別所得税は、数十年という長期間に本来の税額の2.1%（2027年1月からは防衛特別所得税の創設に伴い1.1%に引下げ）という少額を源泉徴収することとされており、徴収税額の計算も非常に煩雑である。源泉徴収義務者の事務負担を軽減するために、復興財源確保法28条を改正して、所得税法204条2号に掲げられている報酬・料金からは、復興特別所得税の源泉徴収を行わないこととすべきである。

② 報酬・料金等の源泉所得税については、現状は所得税法204条第1項第2号に規定されるもののみが納期の特例の対象とされているため、煩雑な事務処理が必要となり納期の特例の効果が弱まっている。毎月納付の事務処理負担軽減のためにも、所得税法204条第1項第2号以外の報酬・料金についても、金額や件

数などの条件を設けたうえで納期の特例の対象とすべきである。

- ③ 現行の源泉徴収制度については、源泉徴収税額が所得の支払時に納税義務が成立し、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する自動確定方式を採用している。この方式の下で源泉徴収義務者が適正に納税義務を果たすためには、源泉徴収の対象となる所得の範囲や計算方法が予め明確にされていることが不可欠である。しかし、現行法令上は、業種区分の内容が分かりにくく、時代の変化に合致していないものもみられるため、規定の明確化を図るべきである。
- ④ 源泉徴収義務者の責に帰さない事由による徴収の誤りで、かつ、受給者本人に求償できないことが明らかでない場合にまで、源泉徴収義務者に法的責任を負わせることは理解を得難いため、源泉徴収義務者の源泉徴収に係る法的責任を免除する事由を設ける措置を検討すべきである。
- ⑤ 現行制度では、納税者から国に対する源泉徴収税額の還付請求はできないとされているが、例えば、過大な源泉徴収を行った源泉徴収義務者が倒産したような場合には、源泉徴収義務者を介した過不足額の精算ができない。源泉徴収義務者を介することなく、納税者が直接、国に対して還付請求できる事由を法令化して、確定申告により精算できる措置を検討すべきである。

(4) 源泉所得税の納期限、納期特例適用者の範囲及び納期特例の適用開始月について

- ① 源泉所得税の納期限を翌月末日とすること。
- ② 納期特例適用者の要件を緩和すること。
- ③ 納期特例制度は承認申請ではなく届出とし、届出月から納期の特例を認めること。また、個人事業の新規開業者及び新設法人については、「開業届」又は「設立届」が法定期限までに提出された場合には、開業又は設立の日から認めること。(所法 183、同 216、同 217)

<理由>

- ① わが国の取引決済は、ほとんどが月末に行われるのが通例であり、諸公課の納期限もおおむね月末である。源泉徴収義務者の事務合理化のために、納付期限を給与等の支払月の翌月末日に改めるとともに、納期特例適用者に係る納付期限については、1月と7月の各末日とすべきである。
- ② 納期特例制度は、源泉徴収義務者及び税務行政の事務の簡素化に役立っており、双方における事務の簡素化を一層進めるためにも、納期特例適用者の要件を緩和すべきである。
- ③ 納期特例制度を承認申請ではなく届出とし、当該届出月から適用するとともに、開業及び設立の場合の特例を設けて、源泉徴収義務者の便宜と税務行政の円滑な運営を図るべきである。

(5) 青色申告特別控除について

正規の簿記の原則に従って記録している者に係る所得税の青色申告特別控除額を65万円に統一すること。(措法 25 の 2)

<理由>

青色申告特別控除は、正規の簿記の原則に基づく記帳を推進し、納税者の自発的な納税協力を促し、記帳水準の向上につながるよう設けられている制度である。

令和8年度税制改正大綱では、正規の簿記の原則に従って記録している55万円青色特別控除対象者について、e-Taxを使用して行うことが適用要件に加えられ控除額を65万円に引き上げ、e-Taxを使用しない正規の簿記の原則に従って記録している55万円青色特別控除対象者は、控除額10万円とされた。

この改正については、改正前の55万円及び65万円の青色申告特別控除は、正規の簿記の原則に基づく記帳を推進するために設けられた制度であり、正規の簿記の原則に従って記録している者に係る所得税の青色申告特別控除額は、電子申告をするか否かで10万円か65万円かを区分すべきではなく、65万円に統一するべきである。

なお、電子申告の一層の推進を図るための措置については、青色申告を行う者に限定することなく、全ての納税者を対象にすることが適当であるから、別途検討すべきである。

(6) 給与所得控除の見直し等について

給与所得控除の適正な見直しを行うとともに、FRINGE BENEFIT 課税の適正な実現を図ること。
(所法28)

<理由>

近年は、雇用形態や働き方が多様化し、いわゆるフリーランスや請負契約等に基づく労務の提供を行う者が増加している。これらの者については、労務の提供内容が給与所得者とほぼ同様であるにもかかわらず、事業所得等として課税され給与所得控除の適用はない。このため、課税上は大きな差異が生じており、働き方の選択において、税制の中立性と課税の公平性が阻害されている。平成30年度税制改正では、給与所得控除額の一律10万円の引下げを行うとともに、控除の上限額を195万円とし、その適用対象となる給与等の収入金額が850万円にそれぞれ引き下げられた。また、令和7年度及び令和8年度税制改正大綱では、物価上昇への対応として給与所得控除の最低保障額が引き上げられた。もっとも、給与所得者が実際に負担する必要経費の実態からみると、特に高所得者層における給与所得控除は依然として過大であり、実額控除と概算控除との選択を可能とすることを視野に入れつつ、引き続き、縮小の方向で見直しを行うことが必要である。

また、本来、収入金額とされるべき現物給与等については、大企業と中小企業との公平性に鑑みて、非課税対象の見直し等を含めた、FRINGE BENEFIT 課税の適正な実現を図るべきである。

(7) 公的年金等控除の見直しについて

公的年金等控除の適正な見直しを行うこと。
(所法35④)

<理由>

公的年金の掛金については、拠出時には社会保険料として掛金の全額が所得から控除された上で、受給時には受給額から公的年金等控除額がさらに控除される。公的年金のみで生計を維持している高齢者に対する税制上の配慮は必要であるが、最低生活費部分を非課税とすることは人的控除等の所得控除により行うべきであり、現行の年金課税制度のあり方は適切とはいえず見直しが必要である。

平成30年度税制改正では、控除額の10万円引下げ及び公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の上限額(195.5万円)の設定が行われたが、その控除額は依然として過大である。

令和7年度税制改正大綱では、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする方針が示され、令和8年度税制改正大綱で法制化された(令和9年分以後の所得税から適用)。これは給与収入と年金収入の双方がある者に対する控除の適正化として評価できるが、公的年金等控除自体の水準は依然として過大であり、引き続き適正化に向けた見直しが必要である。

(8) 金融所得課税の見直しについて

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得について、課税のあり方を見直すこと。

(措法3、同8の4、同37の10、同37の11、地方法71の49)

<理由>

所得税では、担税力に応じた負担を求めるために、原則として、暦年の所得をすべて総合して累進税率を適用する建前となっているが、各種の政策的措置により、現在の所得課税における税負担は必ずしも担税力に即したものになっていない。特に、上場株式等に対する配当所得や譲渡所得に対して低税率で分離課税を行う現行制度は、所得課税の累進性を引き下げる要因となっている。

令和5年度税制改正で導入された高所得者層に対する負担の適正化措置については、令和8年度税制改正大綱において特別控除額の引き下げ及び税率の引き上げが行われたが、引き続き制度全体のあり方を検討すべきである。また、NISA制度についても累次の拡充が図られており、所得格差が拡大するおそれがある。

暗号資産取引については、令和8年度改正において分離課税へと見直された。申告手続の簡素化や課税の明確化が図られる一方、一律の税率が適用されることにより、高所得者に対する累進課税の機能が失われることとなる。

金融所得に対する課税制度は、税負担の公平を確保するとともに、所得課税による再分配機能が適切に発揮されるよう、適用税率の水準や分離課税のあり方について見直しを行う必要がある。なお、課税強化にあたっては、資金の国外流出を招かないよう留意する必要がある。

【その他の改正要望事項】

(1) 損失等の繰越控除について

- ① 被災事業用資産の損失、災害関連支出及び災害による雑損失の繰越控除期間を、災害等による被害が特に甚大な地域については10年以内（現行5年以内）とするとともに、災害復旧費用についても、被害の特に甚大な地域として指定した場合には、5年以内（現行3年以内）に支出したのまで認めること。
- ② 青色申告者の純損失の繰越控除については、繰越控除期間を10年に延長すること。

(所法70、同71、所令203、震法5、同7)

<理由>

- ① 事業用資産が被災したときの損失及び住宅家財等が災害を受けたときの損失の繰越控除期間は、現在5年以内となっているが、東日本大震災のように、広域的で事業用、居住用を含めて被害が甚大な場合には、5年以内にその損失を控除することが難しいため、これを10年以内に延長して被災者の救済を図ることが必要である。また、災害復旧費用についても、5年以内に支出した復旧費用まで認めるように延長することが適当である。
- ② 個人事業を営む青色申告者については、事業継続の観点から現行の法人税と同様に、純損失の繰越控除期間を10年とすることが望ましい。

(2) 雑損控除の控除順序について

所得控除における雑損控除の控除順序を最後にすること。

(所法72、同87)

<理由>

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失に対して、担税力の減少に配慮し、損失額を所得金額から控除する制度である。損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年以後3年間にわたり繰り越して控除することができる。

しかし、現行制度の控除順序では雑損控除が優先的に控除されるため、他の所得控除が適用されないケースや、雑損控除の翌年度繰越額が減少するケースが生じ、被害者の担税力の低下を救済する効果が減殺されている。したがって、所得控除における雑損控除の控除順序は最後にすべきである。

(3) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例について

生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を見直すこと。

(所法 56)

<理由>

現行、わが国の民法は、法定財産制としては夫婦別産制を採用しており、個人の所得は当該個人に帰属する。また、わが国の所得税は個人単位課税を採用しており、世帯単位で納税義務を定めていない。

したがって、生計を一にする親族に支払う対価（給与、退職金、地代家賃、支払利息等）については、その適正な金額を必要経費とすることが、所得税法の本則（第27条2項）に照らしても、適正な所得計算のあり方である。

なお、記帳慣行の未成熟をもって、事業の経費と家計費の区分が明確でないという意見があるが、青色申告が普及した現在においては、当該対価性を否認する根拠にはならない。

(4) 人的控除の適用除外規定から青色事業専従者及び事業専従者を外すこと

事業に専従する親族が事業から労務の対価を受けていても、配偶者控除、扶養控除及び障害者控除の要件に該当する場合には、それぞれの控除を受けられるようにすること。

(所法 2 三十三・三十四、同 79、同 83、同 83 の 2、同 84)

<理由>

事業専従者の労働の実態は、一般の給与所得者と何ら異なるところはない。事業専従者の給与についても、人的控除の要件に合えば、人的控除の対象とすべきである。

(5) 不動産関連の損益通算制度について

①不動産所得に係る損益通算の特例を廃止すること。

②土地建物等の譲渡損益と他の所得・損失との損益通算制度を復活すること。

(措法 41 の 4、所法 69、措法 31、同 32)

<理由>

① 平成4年より、不動産所得の金額の計算上生じた損失がある場合に、必要経費に算入された土地等の取得に係る負債利子に関しては、地価の高騰対策及び過度な節税を防止する趣旨により損益通算が認められないこととなった。しかし、現在ではその意義を失い、また、利息の支払により所得が減少しているにもかかわらず、担税力がない課税が行われている。総合課税の原則に照らしても損益通算を規制する理由はない。

- ② 土地建物等の譲渡損益と他の所得・損失の損益通算は、担税力に即した課税を行う上で欠かせない制度である。平成16年度税制改正で同制度が廃止されて、現在は応能負担の原則に反して、担税力を超えた部分に課税がされている。また、廃止理由には、株式等の譲渡をした場合と比較して、その譲渡損失の取扱いのバランスを図ることや、操作性の高い所得を活用した租税回避行為を制限すること等が挙げられているが、土地建物等の保有目的には多様なものが考えられるため、これらを一律に同一視すべきではない。

(6) 空き家特例について

- ① 「特定事由」に相続開始前に親族の家で介護を受けていた場合を含めること。
- ② 信託に基づき取得した居住用家屋等を特例の適用対象とすること。

(措法35、措令23、措法39、措令40の2)

<理由>

- ① 租税特別措置法施行令23条8項は、老人ホーム等への入所を「特定事由」として空き家特例の適用を認めているが、親族宅で介護を受けていた場合は含まれていない。老人ホームへの入所は契約書等で客観的に確認できる一方、親族宅での介護は実態確認が困難なためと考えられる。しかし、経済的事情等により施設入居が困難で親族宅で介護を受ける場合に特例適用の余地がないのは、納税者の置かれた環境によって課税関係に差が生じることとなり適当ではない。要介護認定等の要件に加え、医師の診断書等の提出を求めたうえで、親族宅での介護も適用対象に含めるべきである。
- ② 取得費加算の特例(措法39条)や小規模宅地等の特例(措法69条の4)では、信託による取得を相続又は遺贈とみなす規定が整備されているが、空き家特例にはこのような規定が存在しない。空き家特例の目的は空き家の発生抑制にあり、承継形式にかかわらず空き家が発生する点は同じである。承継手段の相違のみで課税関係が変わる現状は政策的にも整合性を欠くことから、信託に基づき取得した居住用家屋等を特例の適用対象とすべきである。

(7) 相続による事業承継の場合の青色申告承認申請書の提出期限について

青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を承継した相続人に係る青色申告の承認申請期限については、相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内と翌年の確定申告期限までのいずれか早い日とすること。(所法143、同144、同146、同147)

<理由>

その年の1月16日以降新たに業務を開始した者が、青色申告の承認を受けようとする場合には、業務開始日から2ヶ月以内に承認申請書を提出しなければならないとされている。被相続人の事業を承継した相続人が青色申告の承認を受けようとする場合にも同様であり、原則として、相続の開始を知った日の翌日から2ヶ月以内が期限となる。

しかし、既に青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合に限り、異なる取扱いがされており、その相続人に係る青色申告の承認申請期限は、被相続人の死亡による準確定申告書の提出期限である相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内と、青色申告の承認があったものとみなされる日(12月31日、11月1日以降死亡の場合は2月15日)との、いずれか早い日までとされている。

以上のように、被相続人の死亡日により承認申請期限が異なるのは公平な取扱いではなく、また、分かりづらいことから、相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内と翌年の確定申告期限までのいずれか早い日

を期限とすべきである。

(8) 事業と称するに至らない規模の不動産所得等の資産損失の取扱いについて

事業的規模に至らない不動産所得等における資産損失は、全額を必要経費に算入すること。

(所法51)

<理由>

非事業的規模の不動産所得又は雑所得について資産損失が生じた場合には、その年分の必要経費に算入される資産損失額は、その損失額を必要経費に算入しないで計算した所得金額が限度となる。

しかし、事業的規模の判断については、通達において「おおむね」という不確定概念が使用されており、一般に事業と業務の区別は困難であり、単純に規模だけでは区分できない。業務に継続性がある場合には、事業的規模でなくとも必要経費に算入される損失額に制限を設けるべきではない。

(9) 死亡の場合の準確定申告書の提出期限について

死亡の場合の準確定申告書の提出期限は、相続税の申告期限に準じたものにする。

(所法124)

<理由>

準確定申告書を提出しなければならないのは相続人であるが、被相続人に申告義務があるかどうかを認識していないケースが多く、相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内という申告期限についても、一般納税者にとっては認知度が低い。

準確定申告の期限に比べると、相続税の申告期限が相続開始から10ヶ月以内であることが広く周知されており、また、人の死亡という不測の事態に鑑みて、準確定申告書の提出期限を相続税に準じた申告期限にすべきである。

4. 法人税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 役員給与の損金不算入規定の見直しについて

役員に支給すべき給与は、課税上の弊害があると認められるものを除き、損金算入を認めること。

(法法34)

<理由>

会社法において、株式会社と役員とは委任契約であり（会法 330 条）、取締役の報酬等の金額は株主総会の決議等により定められる（会法 361 条）こととされている。また、会計上では、役員報酬・賞与は職務執行の対価として発生した会計期間の費用とされている。これらを踏まえ、役員給与は支給形態によらず原則として損金算入とし、不当に高額であるもの、隠蔽仮装経理により支給されたものなど、真に課税上の弊害があると認められる事由のみ限定列举して、例外的に損金不算入とすべきである。

支給形態に基づく外形基準を存置する場合であっても、課税上の弊害が無いと認められるものまでもが損金不算入とされることのないよう、下記の措置等を講じるべきである。

- ① 新たに設立された法人が営業を開始した場合、又は休業していた法人が営業を再開した場合については、事業年度開始から開業等まで期間が空く場合や開業等後しばらくは収益が安定しない場合があることを考慮し、開業等後一定期間内の定期給与の改定を認めるべきである。
- ② 業績悪化改定による減額の場合、事業年度中途における業績回復後の増額改定が認められない。業績回復が客観的に明らかである場合には、業績悪化改定前の支給金額以下の範囲において、増額改定を認めるべきである。
- ③ 同族会社の役員のうち所有割合が一定の要件を満たすものは、使用人兼務役員となれない。このため、労働基準法に基づく割増賃金や賃金規程に基づく賞与であっても、定期同額給与等に該当しないことを理由として損金不算入とされる。みなし役員の判定においては経営への従事が要件とされていることとの均衡上、使用人兼務役員の判定においても、経営に従事していない役員については所有割合によらず使用人兼務役員として取り扱うこととし、使用人分給与の損金算入を認めるべきである。
- ④ 同族会社の主要株主に相続が発生し使用人兼務役員が相続人となった場合には、使用人兼務役員としての実態に何ら変化が無いにもかかわらず、相続分に基づく所有割合の判定によって使用人兼務役員とされない役員と判定されることがある。適正な使用人分給与が損金不算入とされることのないよう、未分割状態の株式については、使用人兼務役員の判定上、所有割合の計算から除外すべきである。

(2) 中小法人等に係る欠損金の繰越期間の制限の撤廃について

青色申告書を提出する中小法人等の欠損金の繰越期間の制限を撤廃すること。

(法法57)

<理由>

多くの中小法人等は財務基盤が脆弱であり、自然災害や急激な経済環境の悪化により一時に多額の損失を計上した場合には、短期間のうちに債務超過の状態を脱することが難しい。しかしながら、欠損金には繰越

期間に制限があり、その期間を過ぎた場合には、債務の返済に加え税負担が過重となり、企業の継続が危ういものとなるおそれがある。担税力に則した課税を実現するとともに、中小企業の保護・育成を図る観点から、中小法人等に係る欠損金の繰越期間の制限は撤廃すべきである。

それに伴い、帳簿書類の保存期間については、会社法432条の規定に従い、会計帳簿の閉鎖の時から10年を原則とし、繰越欠損金の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度までの期間とすべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 交際費課税の見直しについて

交際費等の損金不算入規定について、損金不算入となる交際費等の範囲から慶弔費等の法人の事業遂行上必要な費用のうち社会通念上妥当なものを除外し、損金算入を認めること。(措法61の4)

<理由>

交際費等の損金不算入制度については、資本の蓄積を促すことで経済の発展に資するという創設時の目的から、事業上の必要を超えた冗費性又は濫費性の強い費用の抑制という現在の目的に変更された上で、制度が維持されてきている。

しかし、現行の取扱いでは、慶弔費等の事業遂行上必要な費用まで交際費等に含まれるものとされるなど、損金不算入の対象とされる交際費等の範囲が拡大され過ぎている。

令和6年度税制改正において、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げられたが、交際費等については、法人の事業活動の実態にさらに合わせた取扱いとする必要があると考える。そのため、事業遂行上必要な費用のうち社会通念上妥当なものについては損金不算入の対象とされる交際費等の範囲に含めないこととし、損金算入を認めるべきである。

(2) 収益事業の範囲を定める規定の見直しについて

法人税を課税する収益事業について、収益事業を列挙する現行法の規定を見直して、非課税とされる事業を規定すべきである。(法法二十三、同4、法令5)

<理由>

公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合に納税義務を負い、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税は課税されないこととされている。

公益法人等の範囲は、法人税法別表第2に列挙されており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された法人のうち非営利型法人に該当するもののほか、特別法に基づいて設立された各種の非営利法人がこれに該当する。

公益法人等が行う事業活動は多様であることを踏まえ、課税上の公平を維持する観点から、収益事業を列挙する現行法の規定を見直して、非課税とされる事業を規定すべきである。

(3) 法人が民事再生法等による債務免除等を受けた場合の取扱いについて

法人が民事再生法等の適用を受けた場合の債務免除益等に対する課税については、納税の猶予を図るなど、徴収面での手当を講ずること。 (通法 46)

<理由>

民事再生法等の適用を受け債務免除等を受けた法人に対しては、税負担が生じないよう、期限切れ欠損金の損金算入や資産の評価損の計上など課税面での手当が講じられた。しかし、これらを適用しても納税額が生じた場合、再生中の法人においては納税資金の調達は困難な場合が多いものと考えられ、納税の猶予など徴収面で一定の配慮を行わないと、実効性ある企業再生が阻害されかねない。

したがって、企業再生の過程において債務免除益等に対して課税が行われる場合には、担税力の観点から納税の猶予等の措置を講ずるなど、徴収面における手当を講ずる必要がある。

(4) 法人の青色申告承認申請書等の提出期限について

法人の青色申告承認申請書、棚卸資産の評価方法、有価証券の評価方法及び減価償却資産の償却方法の変更承認申請書については、これらの提出期限を前事業年度の確定申告書の提出期限まで延長すること。 (法法 122、法令 30、同 52、同 119 の 6)

<理由>

法人税における当該申請書等の提出期限については、設立第一期に該当する場合を除き、「当該事業年度の開始の日の前日まで」とされている。支障のない範囲でその期限が延長されれば、納税者の手続の便宜が図られ、また、納税者が不測の事態に陥るおそれが低減する。

所得税法では、同様の手続の提出期限が「適用しようとする年の3月15日まで」とされているが、所得税の納税者が申告書の提出と合わせて申請等の手続ができる一方で、税務行政の運営において不都合は生じていない。

当該申請書等の提出期限は、「前事業年度の確定申告期限まで」延長することが望ましい。

5. 相続税・贈与税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 相続税の課税方式の変更について

相続税の課税方式について、遺産取得課税方式を前提に見直すこと。

(相法11、同15、同16、同17、措法69の4)

<理由>

現行の相続税の課税方式は、仮装分割の防止や、遺産を細分化できない農家や中小事業者の事業継続への配慮等から、昭和33年より折衷的な法定相続分課税方式を採用している。ただし、この折衷的な課税方式は以下のような問題を生じさせている。

- イ 遺産総額の多寡、法定相続人の数により同額の遺産を取得した場合でも、相続税額が異なる。
- ロ 他の相続人の申告漏れにより共同相続人にも追徴税額が発生する。
- ハ 税額の計算、申告のために、すべての相続財産の把握が必要となる。
- ニ 居住等の特例措置に基づく減額分が、他の共同相続人の税負担を軽減する。
- ホ 共同して申告書を提出する場合、親族外受遺者等にも第11表及び第15表等により相続財産の詳細が開示される。

これらの問題を解消するために、遺産取得課税方式を前提に新たな課税制度を検討すべきである。ただし、遺産取得課税方式は遺産の均等分割を促進する効果があるものの、単独相続による農業及び中小事業者の事業継続に影響を及ぼすおそれがあることから、検討に当たっては十分な配慮が必要である。

なお小規模宅地等の特例については、現行制度において適用対象以外の相続人の相続税額も減少させる構造となっていることから、新たな課税方式への移行に当たっては、特例制度のあり方についても併せて検討すべきである。

(2) 相続税・贈与税の財産評価について

相続及び贈与等により取得した財産の価額が、課税時期から法定申告期限までの間に時価が著しく下落した場合の救済規定を設けること。

(相法22、災免法4、同6)

<理由>

財産の価額は相続開始時の時価によることを原則とするが、特定非常災害における不動産評価の特別措置を除けば、課税時期から法定申告期限までに何らかの要因による著しい価額の下落が生じた際の評価減を認める規定がない。

経済情勢の悪化や局地的・個別的な災害等により、不動産等及び株式等の価額に著しい下落が生じた際の救済規定を設けるべきである。

(3) 相続税、贈与税の連帯納付義務について

相続税、贈与税の連帯納付義務を廃止すること。

(相法34)

<理由>

現行法では、同一の相続における共同相続人及び贈与における贈与者に対して、相続税及び贈与税の連帯納付義務が課されている。しかし、他の共同相続人及び受贈者の納付がないといった予期せぬ事情により、連帯納付義務の履行を強いられるのは納得し難いことから、相続税及び贈与税における連帯納付義務は廃止すべきである。

(4) 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度について

個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度については、適用資産の要件を緩和するとともに、法人成りをした場合の要件を緩和すること。(措法70条の6の8～同法70条の6の10)

<理由>

個人版事業承継税制の適用対象資産は、前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていることが要件とされている。

当該基準は、資産が事業の用に供されているかどうかを判断する形式的な基準としては簡便で優れているが、実務上は、例えば借地権を貸借対照表に計上することは稀であり、当該要件は実態に合わない場合がある。貸借対照表に計上されていない資産でも、事業の用に供されていることが明らかなものについては、適用対象資産に含めるように要件を緩和すべきである。

また、現物出資をして法人成りした場合には、引き続き猶予されるが、実務上は現物出資することは少なく、法人設立後に賃貸する形式をとることがほとんどである。この場合、納税猶予が打ち切りになり、課税の公平性の観点からは問題がある。法人成りした場合においても、法人設立後に賃貸する形式で事業の用に供している場合には、猶予を継続すべきである。

(5) 債務控除の範囲の見直しについて

相続開始後に相続人が被相続人に係る保証債務及び連帯債務を履行し、求償権の行使が不可能と認められる場合には債務控除を認めること。

また、申告後に保証債務を履行した場合には、更正の請求の特則の対象とすること。

(相法13、同14、同32)

<理由>

債務控除は「相続開始時に現に存するもの」とされており、保証債務のような相続開始時点における潜在的な債務は控除の対象とされていない。しかし、一定期間経過後に確実となったものについても、被相続人の意思に起因するものである点において、相続財産から負担すべきものであると考えることができる。

保証債務の額が積極財産の額を超過する場合であれば、相続放棄や限定承認の方法をとることができるが、積極財産の額の範囲内に収まる場合は、保証債務の履行により担税力が減少してしまったにもかかわらず救済措置がない。

また、限られた時間の中で相続人が被相続人の保証債務をすべて認識しているとは限らず、昨今の経済環境下では申告期限までの間に主たる債務者が弁済不能となることも考えられ、相続開始時に限定して債務の確実性を判断することに合理性があるかどうかには疑問がある。

したがって、申告期限までに求償権の行使が困難になった場合を債務控除の対象に加えるとともに、申告後の一定期間については更正の請求事由に加えるべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 住宅資金の贈与を受けて住宅用家屋を取得した場合について

住宅取得資金の贈与を受けて建売住宅・分譲マンションの取得の対価に充てている場合において、一定の場合には、贈与税の非課税の適用を可能にすること。 (措法70の2、措規23の5の2)

<理由>

住宅取得資金の贈与を受けて注文住宅を購入した場合には、贈与を受けた年の翌年3月15日までに完成していなくても、屋根を有し、土地に定着した建造物として認められれば、贈与税の非課税の適用がある。一方、建売住宅・分譲マンションの場合は、同日までに引渡しを受けなければ適用がない。

建売住宅・分譲マンションについても、同日において、屋根を有し、土地に定着した建造物として認められる場合には、課税の公平性から、非課税の適用を受けられるようにすべきである。

(2) 非上場株式等の納税猶予等に係る贈与税の納税猶予税額の計算について

非上場株式等及び個人の事業用資産について納税猶予を受けた場合の贈与税の計算方法を、農地等の納税猶予を受けた場合の計算方法と同様にすること。

(措法70の4、同70の6の8、同70の7)

<理由>

非上場株式等及び個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予税額については、該当する当該財産等のみの贈与があったものとして算出された贈与税額を納税猶予税額としているが、農地等に係る贈与税の納税猶予税額は、すべての贈与資産について計算した贈与税から、農地の贈与がなかったものとして計算した贈与税を控除して納税猶予額を算出するようになっており、両者の計算方法が異なっている。

このため、暦年課税制度を選択して非上場株式等及び個人の事業用資産の贈与税の納税猶予の適用を受けられる場合には、猶予対象財産以外の財産を併せて贈与された場合、その他の財産に係る贈与税額については、贈与を受けたすべての財産の価額の合計額に基づき計算されるため、累進税率の高い部分が適用されることになる。

課税の公平性の観点から、非上場株式等及び個人の事業用資産の納税猶予を農地等の納税猶予の場合と同様の計算方法にすべきである。

(3) 2次相続における相続税法の特則の適用について

2次相続の申告後に1次相続の遺産分割が確定した場合に、相続税法の特則による2次相続の修正申告及び更正の請求を認めること。(相法31、同32)

<理由>

現行法においては、1次相続において法定申告期限から5年を経過した後に遺産分割が確定した場合において、相法31条及び同32条による修正申告・更正の請求が認められている。一方、2次相続においては国税通則法に定める期間を徒過した場合にはこの取扱いを認めていない。

よって、相続税法上の修正申告の特則及び更正の請求の特則の取扱いについて、1次相続において当初申告の内容に異動が生じたことにより2次相続の申告内容にも異動が生じる場合についても、相法31条及び同32条の修正申告・更正の請求の特則の適用を認めるよう改正を求める。

6. 消費税関係

【重要な改正要望事項】

(1) インボイス制度の円滑な運用を図るための追加措置について

適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」とする。）について、下記の追加措置を講じ、制度の一層円滑な定着を図るべきである。

- ① 「一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置」（以下、「少額特例」という。）の対象となる課税仕入れの範囲を税込1万円未満から同3万円未満へと広げるとともに、対象となる事業者を基準期間の課税売上高等で制限をせず、全ての事業者とし、さらにこの措置を恒久化すること。
- ② 適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする取引については帳簿の記載要件を簡素なものとする。
- ③ 売手が負担する振込手数料相当額のインボイス保存不要扱いの範囲を、「売上対価返還」処理に限定せず、「課税仕入」処理もインボイス保存不要とすること。

（消法30、平成28年改正附則53）

<理由>

インボイス制度のより一層円滑な定着を図るためには、実務を担う事業者負担への配慮が不可欠である。したがって、下記の追加措置を講じるとともに、一部の経過措置の恒久化を求めるものである。

- ① 従前の「区分記載請求書等保存方式」においては、3万円未満の少額な支払いについては、請求書等の保存を要せず、法定事項が記載された帳簿等の保存により仕入税額控除を認めていた。インボイス制度の「少額特例」においても、事業者の負担増を鑑み、その範囲を1万円未満から3万円未満に広げるべきである。

また、本特例の対象となる事業者は基準期間の課税売上高が1億円以下であること等の制限があるが、課税売上高1億円超の企業であっても内部管理体制に十分な人員を割けるとは言い難く、インボイス制度の厳密な運用は、事業規模を問わず全ての事業者にとって大きな負担を伴うものであり、簡素な税制そして少額不追及の観点からも3万円未満の支出については、全事業者にインボイスの保存が無くても、一定の事項を記載した帳簿の保存があれば、仕入税額控除を認めるべきである。

さらに、本規定は令和11年9月30日までの経過措置であるが、事業者の負担を配慮し、恒久的な措置とすべきである。

- ② インボイス制度導入後も仕入税額控除要件としての帳簿記載事項に変更はなく、保存を義務付けられた適格請求書の記載事項と重複した情報を帳簿に記載するという非効率な事務負担を強いられるなど、インボイス制度の導入は事業者へ大きな負担を求めるものである。事業者の負担に配慮し、適格請求書保存を仕入税額控除の要件とする取引については帳簿の記載要件を緩和すべきである。
- ③ 元々売手負担振込手数料は「売上対価返還」とは性質が異なり、これを対価返還として取扱った場合、税率の異なる売掛債権回収時の取り扱いなど、後に混乱を招く可能性も考えられる。この手数料は金融システムの手数料という側面もあり、買手の取引金融機関の売上として認識される金額でもある。売手側において、買手取引金融機関のインボイスを取得することは困難である一方、金融機関は消費税の課税事業者であることが推認され、厳密にインボイス制度を適用する意義は薄いと考えられる。

(2) 消費税の課税のあり方について

消費税制度を簡素で公正なものとするために、次の改正が必要である。

- ① 基準期間及び特定期間（以下「基準期間等」という。）を廃止して、全ての事業者を課税事業者とすること。
- ② 当該課税期間の課税売上高が一定額以下の場合に、申告不要とする制度を導入すること。
- ③ 簡易課税制度については、当該課税期間の課税売上高により適用判定をすることとし、みなし仕入率等については、別途検討すること。
- ④ 全ての選択的適用条項を課税期間に係る確定申告期限までの選択制とすること。
- ⑤ 消費税の申告期限延長制度を、法人税の申告期限延長の適用有無に関わらず、単独で延長申請できるようにすること。(消法9、同28、同37)

<理由>

消費税は、消費一般に広く負担を求め、事業者が納付を行い、最終消費者が負担をする間接税であるが、平成元年に消費税法が施行され、その後数次にわたる改正を繰り返した結果、現在は複雑な制度となってしまった。納税義務の免除や各種選択適用条項の改正により複雑化した現行制度は、簡素化を図る観点から見直すべきである。

- ① 基準期間等による納税義務の判定では、当課税期間の課税売上高を考慮せずに納税義務が決定されるため、当課税期間の課税売上高が多額でも納税義務が発生せず、最終消費者が負担した消費税が納付されない事態が生ずる問題がある。また、納税義務の判定は年々複雑化して、納税者が容易に理解できなくなっている。基準期間等をなくし、全ての事業者を課税事業者とすれば、このような問題は解決される。
- ② 課税事業者の範囲、簡易課税制度の対象範囲及び限界控除制度など、小規模事業者への事務負担等の配慮を目的とした施行当時から措置については、現在は縮小又は廃止されている。一方で、軽減税率の導入やインボイス制度への対応などによる事務負担は増加しており、インボイス制度の導入により、適格請求書の発行有無による取引の選別が行われる懸念も問題視されている。全ての事業者を課税事業者としたうえで、当課税期間の課税売上高が一定額以下の事業者が申告不要を選択できる制度を導入すれば、小規模事業者に対する事務負担は軽減され、インボイス制度下においても経済的取引に係る課税の中立性が確保できる。
- ③ 全ての課税事業者に仕入税額控除の厳格な適用を求めるのは困難であり、経営資源に乏しい中小事業者には、事務負担に対する継続した配慮が必要である。現行の簡易課税制度は、基準期間等における課税売上高による判定や事前届出書の提出といった条件が必要なため、簡易課税制度の選択を逸する事業者も存在している。当課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には、確定申告時に簡易課税制度が選択できるようにして、簡素化を図りつつ、制度を継続する必要がある。また、みなし仕入率等については、別途検討すべきである。
- ④ 基準期間等があることにより、現行の各種選択適用事項の書類提出は様々な弊害を生んでいるから、基準期間等制度を廃止して、当該課税期間に係る確定申告期限までに選択ができる制度に変更すべきである。
また、選択事項の2年間の強制適用は、変動が著しい経営環境等を考慮すれば単年度の選択とすべきである。
- ⑤ 現行の消費税の申告期限延長制度は、法人税の申告期限延長制度の適用を前提としている。しかし法人税法上の非収益事業のみを営んでいるため法人税の申告義務のない法人であっても、消費税の申告義務の

ある法人は多数存在する。例えば社会福祉法人や学校法人、非営利徹底型の一般社団法人・財団法人等がこれに当たる。当該法人は定款等で計算書類等の確定が会計年度終了後3か月以内とされている場合であっても、法人税の申告義務がないため現行制度では消費税申告書の提出期限延長申請をすることができない。

また、当該法人は一般的な中小営利法人に比し、決算確定手続きについてより多くの関係者の合意を必要とする。しかし、消費税申告期限を延長することはできず、決算日以後2か月以内の申告と納付が求められるため、担当部署に多大の事務負担を強いる結果になっている。非収益事業を営む法人の実情に合わせて、消費税単独での申告期限延長申請を認めるべきである。

(3) 税率について

消費税の税率を単一税率とすること。

(消法 29、平 28 改正法附則 34)

<理由>

消費税は事業者の付加価値に対する課税を通じて広く消費一般に負担を求める税であり、消費課税の経済活動に対する中立性、制度の簡素化及び付加価値税の効率性の観点からは、消費税率は、可能な限り単一税率であることが望ましい。令和元年 10 月から軽減税率制度が導入されているが、以下の理由により軽減税率制度を廃止し、単一税率制度に戻すべきであると考える。

- ① 軽減税率の適用範囲が合理的に設定されているとは言い難く、これにより経済活動や課税実務に混乱をもたらすこと。
- ② 軽減税率の導入には、事業者の事務負担の増加が避けられず、執行コストも高くならざるを得ないこと。
- ③ 高所得者にも同じ効果を与えるばかりか、軽減税率により減少した税収を補うために標準税率を将来的にその分だけ引き上げなければならない可能性があること。
- ④ 消費税の逆進性緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく、対策が必要な者に直接給付ができる仕組みを構築する等、給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解消を図ることも検討すべきであること。

【その他の改正要望事項】

固定資産等を取得した場合における特例制度について

「調整対象固定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例」と「高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例」の制度の見直しをすること。

(消法 9、同 12 の 2、同 12 の 4、同 33)

<理由>

令和 2 年度税制改正において、「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の規定が創設された。それにより、自動販売機の利用等による不適切な消費税還付の防止が可能になったが、これまでに措置された「調整対象固定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例」と「高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例」の制度が併存しており、これらの趣旨及び対象が一部重複している。

したがって、制度の簡素化の観点から、これらを再度見直して整理すべきである。

7. 地方税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 所得税と個人住民税の課税方法等の統一及び簡素化について

所得税と住民税の所得控除及び申告について、以下の見直しをすること。

- ① 個人住民税の所得控除については、その控除金額を所得税と統一すること。
- ② 個人住民税に係る申告について、公的年金等に係る雑所得を有する者に係る確定申告を要しない場合等と同様の規定を設けること。(地法 34、同 314 の 2)

<理由>

- ① 所得税と個人住民税は、その年の所得金額を課税標準額としている。しかし、両者の所得控除額は異なっており、一般の納税者には自らの個人住民税の課税標準額や税額を把握しにくい。
- ② 給与所得者については、原則として源泉徴収と年末調整により年税額を確定させ、また、公的年金等の受給者については、公的年金等の収入金額が400万円以下の場合には所得税の確定申告を要しないことになっている。さらに、所得税法では給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下の者については確定申告を不要としているが、住民税にはこのような取扱いがないために住民税の申告をしなければならない。納税者の便宜性から、住民税においても所得税と同様に申告不要の措置を講ずるべきである。

(2) 固定資産税（償却資産）の課税標準額算定方法と申告期限について

償却資産税の課税標準額の算定については、国税における減価償却制度と一致させること。また、賦課期日を事業年度末日（個人は12月31日）とし、申告期限も所得税及び法人税と一致させること。

(地法 359)

<理由>

現行の償却資産税の課税標準額の算定方法は、国税における減価償却制度と乖離しており、実務上、煩雑になっている。償却資産税の課税標準額の算定にあたっては、納税者の事務負担を軽減するために、国税における少額減価償却資産に係る即時償却に合わせて、償却資産税も同様の取扱いとし、最低限度評価額についても1円とすべきである。また、賦課期日を事業年度末日（個人は12月31日）にするとともに、申告期限も所得税及び法人税と一致させるべきである。

(3) 個人事業税における事業主控除の引き上げについて

個人事業税における事業主控除額を引き上げること。

(地法 72 の 49 の 14)

<理由>

個人事業税の事業主控除は、法人における役員報酬及び給与所得者との負担のバランス上設けられたもので、給与所得者の平均給与額と均衡を図るべきものである。このことは、昭和50年の民間給与の実態調査における平均額203万円に合わせて、昭和51年に事業主控除額が200万円に引き上げられている経緯からも明らかであるが、平成11年以降は現行の290万円に据え置かれ、個人事業者は過度な税負担を強いられている。

国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」によれば、1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与額が

478万円であり、また、平成11年改正以降の物価上昇や経済情勢の変化を踏まえると、事業主控除額を少なくとも400万円程度まで引き上げるべきである。

(4) 個人事業税における課税対象事業の見直しについて

個人事業税における課税対象となる事業の範囲について見直すこと。

(地法72の2③⑧⑨⑩)

<理由>

近年、情報技術の高度化等に伴い、制定時に想定されていなかった多様な新規事業が生じている。一方、第3種事業にある「計理士業」にみられるように、現在資格が存在していない事業もある。

課税対象となる事業が限定列举されているため、事業の多様化・複雑化に伴い、課税対象事業の判定が困難な事業も生じている。その結果、プログラマーや動画配信業などのうちその事業内容により、明らかに事業性があるにもかかわらず課税されていないケースが生じている。公平性・中立性の確保、事業判定の簡素化の観点から課税対象となる事業の範囲について見直すべきである。

(5) 法人事業税・住民税に係る欠損金の繰戻還付制度の創設について

中小企業の法人事業税及び法人住民税について、法人税等と同様に、繰戻還付制度を創設すること。

<理由>

国税である法人税及び地方法人税において欠損金の繰戻還付の適用を受けた場合でも、地方税については、法人事業税には欠損金の繰越控除が適用され、また、法人住民税は還付された法人税相当額が翌期以降の課税標準額より順次控除する取扱いとなる。

近年の災害等による不測の事態や、物価上昇やDXなどによる経済環境の急速な変化の影響により、中小企業の財政基盤の脆弱性が改めて顕在化している。資金繰りに苦慮する中小企業を支援する観点から、法人事業税及び法人住民税について、法人税等と同様の繰戻還付制度を創設すべきである。

(6) 中小法人及び個人事業者の税負担への配慮について

地方団体が法定外の税目を新設し、又は、受益に因る不均一課税及び一部課税を行うこととする場合には、一定規模以下の中小法人又は個人事業者等を課税対象から除外すること。

(地法4③⑥、同5③⑦、同6、同7)

<理由>

地方団体にとって、地方分権を促進するための財源確保手段として、地方税の適正な賦課徴収は重要な政策課題である。そのため、地方団体には独自の法定外の税目を新設すること、並びに受益に因る不均一課税及び一部課税を行うことが認められている。

行政サービスに対する応益課税については、固定資産税、自動車税、地方消費税及び住民税均等割額として中小法人等も一定の負担を担っている。中小法人等は経営状態がきわめて不安定であり、それに耐えうる資本力も乏しい。中小法人等に能力以上の負担を強いるべきでなく、地方団体が新たな法定外税目を新設し、又は、不均一課税若しくは一部課税を行うこととする場合には、一定規模以下の中小法人、個人事業者及び欠損を生じている者に対しては、課税対象としないなどの政策的配慮が必要である。

【その他の改正要望事項】

(1) 事業税の社会保険診療報酬の非課税措置の廃止について

医師等に認められている事業税の社会保険診療等の課税除外の措置を廃止すること。

(地法72の23②、同72の49の12①)

<理由>

医師等も原則として事業税の課税対象者であるが、社会保険診療報酬等に対する収入及び経費については、社会政策的に課税除外の措置がとられている。しかし、課税の公平性からは、このような優遇措置は廃止すべきである。

(2) 事業所税の廃止について

事業所税を廃止すること。

(地法701の30～74)

<理由>

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、政令指定都市その他一定の大都市が課す目的税である。大都市地域への企業の集中とそれに伴う人口の集中によって生ずる都市環境整備に必要な財源の一部を当該都市等で事業を行う者に負担を求めたものである。

事業所税は、課税標準を事業所床面積及び従業員給与総額としているため、固定資産税及び法人事業税(外形標準課税)と重複した負担が生じている。担税力や経営状況にかかわらず課税されるために、負担能力を超える場合があり、適用対象地域内の事業所と隣接地域の事業所との課税に不公平も生じている。創設後約50年を経過して都市機能は整備され、その役割は終了していると考えられることから、事業所税は廃止すべきである。

(3) 死亡又は出国により国内に住所を有しなくなった場合の住民税について

死亡又は出国により国内に住所を有しなくなった場合の住民税については、死亡又は出国時点を翌年の1月1日(賦課期日)とみなして課税すること。

(地法39、318)

<理由>

死亡又は出国により国内に住所を有しなくなった場合には、翌年の1月1日に日本国内に住所がないため死亡した年又は出国した年の住民税は課税されない。しかし、年初から死亡時又は出国時までの期間は行政サービスを受けており、また、所得税は課税されるが住民税が課税されないことは両税の均衡を欠くものである。よって、死亡又は出国により国内に住所を有しなくなった場合の住民税については、死亡又は出国時点を翌年の1月1日とみなして住民税を課税すべきである。なお、納付については所得税の納付に準じて取り扱うべきである。

(4) 不動産取得税の免税点の引き上げについて

不動産取得税の免税点を引き上げること。

(地法73の15の2)

<理由>

不動産取得税の免税点は昭和30年に制定され、昭和48年の改正後は土地10万円、新築家屋23万円、その他家屋12万円とされている。昭和48年の改正以降における物価の上昇にもかかわらず、免税点は据え置かれている。令和8年度与党税制改正大綱において免税点を引き上げることとされているものの、現在の課税標準となる土地・建物の固定資産税評価額の水準と比べても、現行の免税点は著しく低額であり、少額不課税としての実質的な機能を果たしていない。不動産取得税の免税点は、現在の不動産価格の実態に即した水準まで引き上げるべきである。

(5) 固定資産税の免税点の引き上げについて

固定資産税の免税点を引き上げること。

(地法351)

<理由>

現行の固定資産税の免税点は土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円となっており、平成3年以降据え置かれている。令和8年度与党税制改正大綱において、家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に引き上げることとされた（令和9年度以後適用）。しかしながら、土地については改正が行われず、また、家屋及び償却資産についても引き上げ幅は限定的であり、近年の物価上昇を十分に反映したものとはいえない。物価変動を考慮して設備投資を税制面でも支援するためにも免税点をさらに引き上げるべきである。

8. 納税環境整備関係

【重要な改正要望事項】

(1) 税務通達等の情報公開及び重要な通達の法律化について

- ① 租税法解釈における納税者の法的安定性及び予測可能性を確保するために、税務取扱通達や事務連絡の立案、創設、その手続及び運営等に至るまで、納税者の理解に資するよう情報の公開をすること。
- ② 国税不服審判所の裁決内容については、原則として全面的に開示すること。
- ③ 課税要件及び課税標準の計算等の基本的事項について定めている重要な通達については、租税法主義に則り、法律で規定すること。

<理由>

- ① 情報公開法が平成13年4月より施行されたが、税務行政に関する一部の内部文書については、事務の適正な遂行への支障等を理由に開示されていないものがある。具体的税務解釈に関する内部通達で一部開示されていないものもあり、納税者が予期せぬ不利益を受けるおそれがある。納税者の予測可能性を担保し、税務行政に対する信頼を確保するために、通達等の立案、創設、運用等に至るまで、情報の公開がされなければならない。
- ② 国税不服審判所の裁決は、租税法の解釈・適用についての先例として、その後の税務判断の重要な指針であり、これを公開することは、税務行政の公正な運営を担保するのに資する。
- ③ 租税法主義は、憲法が定める租税法の基本原則である。しかし、現実の税務行政においては、税務取扱通達等が法律と同様に、事実上納税者を拘束するものとなっている。例えば、財産評価についての重要な事項が通達に依存しているため、通達が相続税(贈与税)の課税標準に直接影響を及ぼしている。これでは課税庁の判断により課税標準が左右されるおそれがあり、納税者の法的安定性が損なわれる懸念がある。そのため重要な通達の内容については、租税法主義に則り、法律で規定する必要がある。

(2) 番号制度の整理統合を含めた有効活用及び個人事業者番号の導入について

重複している番号制度を整理統合し、番号制度の安全かつ有効な活用を推進するとともに、効率的な税務行政の実現を目的として、個人事業者に係る番号について、公表可能な番号(個人事業者番号)を付与する制度を導入すること。

<理由>

現在、わが国における番号制度については、省庁ごとの独自の番号制度が存在することにより、一つの法人に対して、「法人番号」「適格請求書発行事業者登録番号」「整理番号」「GビズID」等の複数の番号が付されており、国民の理解や利便性については軽視されている状況に近いといえる。従前より指摘されている管理体制の不備やセキュリティの脆弱性を解決する手段の一つとしても、これらは整理統合された番号として、国民により利便性の高い行政サービスを実現する必要がある。

また、法人については、一般に公開が可能とされる法人番号が付与されているが、個人事業者に公開可能な番号は付されておらず、情報漏洩に対する懸念から、実務上、税務書類にマイナンバーを記載することに抵抗を感じる納税者が少なくない。

政府のデジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）には、「個人事業主についても、申請された情報に基づきGビズIDを発行しているものの、網羅的に付番されている番号がない。2023年（令和5年）10月に導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、個人事業主に対して申請に基づき登録番号が付番されることから、GビズIDにおいて同番号を属性情報の一つとして活用していく方向で検討を進めていく。また、個人事業主を管理する番号体系のあり方についても関係府省において検討していく。」ことが記載されているが、適格請求書発行事業者登録番号は課税事業者の申請に基づき付番されるものであり、全ての個人事業主に網羅的に付番されるものではない。可及的速やかに、個人事業者に対する一般に公開が可能な個人事業者番号を付与する制度を導入して、納税者の不安を減らして番号の利用を促進し、効率的な税務行政の運営に資することが望ましい。

(3) 特定法人の電子申告義務化の見直しについて

特定法人について、電子申告以外の申告は無申告とする制度を見直すこと。

(法法75条の4、消法46条の2)

<理由>

特定法人の法人税等の確定申告書等の提出については、e-Taxにより法定期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合には、その申告書は無効として取り扱われて無申告加算税の対象になるとともに、2期連続で法定期限内に法人税の確定申告書の提出が無い場合は、青色申告の取消対象となることとされている。

電子申告の推進に向けては、納税者のICT技術に対する利用能力又は利用機会における格差を考慮すべきであり、書面による申告書の提出を無申告とする現状の取扱いは見直すべきである。

ICTやクラウド技術の進展に伴う社会環境の変革の流れを踏まえれば、税務手続の電子化等は、行政手続のオンライン化の一環として必要な措置であるが、申告の意思を持つ納税者が一律に無申告と扱われることは、課税の公平原則からみても適切ではない。申告の意思を持つ全ての納税者に同様の申告方法が認められるべきであり、複数の申告方法（電子申告・紙媒体）がある場合には、納税者が選択した申告方法を認めるべきである。

(4) 納税緩和制度に関する規定の整備について

納税緩和制度の規定については、納税者の権利保護という制度趣旨が図られるよう見直すこと。

(通法46、徴法151、同151の2、同153)

<理由>

現在の納税緩和制度の適用要件等を規定する国税通則法46条（納税の猶予の要件等）、国税徴収法151条・同151条の2（換価の猶予の要件等）及び同153条（滞納処分の停止の要件等）は、いずれも「税務署長（等）は・・・することができる」と規定されており、明記された適用要件を満たした場合にもなお、税務署長に広範な行政裁量が与えられている。

そのため、適用要件を満たしていても実際に適用されるか否かの判断ができず、法的安定性及び予測可能性が損なわれている。納税者の権利保護を図る観点からは、適用要件が充足されれば、原則として適用を受けられることが明らかとなるように、例えば「税務署長は・・・するものとする」などと修正されるべきである。

(5) 第二次納税義務者の権利救済制度について

第二次納税義務者には、以下の事項を認めること。

- ① 主たる納税者の課税処分の内容を知ることができること。
- ② 課税処分の内容について、徴収職員に対して説明を求めることができること。
- ③ 主たる納税者の課税処分に疑義があれば、第二次納税義務者が独自にこの課税処分に関して不服を申し立てることができること。（徴法 32～41）

<理由>

第二次納税義務は、一定の要件を満たすことで、主たる納税者（滞納者）とは異なる第三者に、主たる納税者（滞納者）と同様の納税義務を負わせるものであるが、現在の第二次納税義務制度には、第二次納税義務者の権利救済制度が明記されていない。国税徴収法 32 条に規定する第二次納税義務の通則には、以下の内容を加えるべきである。

- ① 納付通知書には、主たる納税者の課税処分内容及びその根拠を明示すること。
- ② 第二次納税義務者は、納付通知書に記載された課税処分内容に関して、徴収職員に対して説明を求めることができること。
- ③ 主たる納税者の課税処分に疑義がある第二次納税義務者は、独自にこの課税処分に関して不服を申し立てることができること。

(6) 第二次納税義務者の免責制度について

国税徴収法 39 条に、「合理的な理由があると認められる場合には、この限りでない。」との文言を加え、第二次納税義務が免責される事由を明示すること。（徴法 39）

<理由>

国税徴収法 39 条（以下「徴法 39」という。）は、滞納者が無償又は著しく低い額の対価による譲渡等をした場合に、その譲渡等の相手方に第二次納税義務を負わせるものである。現行の規定は、滞納者の詐害の意思の有無にかかわらず、滞納者の取引相手方である第三者に第二次納税義務を負わせることとなり、経済取引の安定性を担保できない制度となっている。また、一般的な除外事由の定めがないため、厳格に適用されて善意の第三者に過酷な処分となるおそれがある。

そのため、徴法 39 に「合理的な理由があると認められる場合には、この限りでない。」との文言を加え、第二次納税義務者が免責される事由を明示すべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 納付の利便性向上について

- ① 国税の納付書については、ダウンロードをした納付書の利用を可能とすること。
- ② QRコードを利用したコンビニ納付については、上限額を拡大するとともに、納付方法を広く周知すること。(通法34の3、通則2)

<理由>

納付手続については、社会のデジタルインフラが整備されてきた中で、電子納税などの普及率が増加しており、また、令和6年4月より自動ダイレクト納付が開始されるなど、納税者の利便性は高まっている。

従来からの納付書による納付も含めて、今後も多様な納付方法を納税者の置かれた状況に合わせて選べるように、一層の利便性向上に取り組む必要がある。

- ① 国税の納付書については、令和6年5月より e-Tax により申告書を提出している納税者等への送付が取りやめとなったことから、納付書による納付を希望する納税者は、税務署窓口等に出向くなどして納付書を取得する必要がある、不便である。国税庁ホームページ内にエクセル形式で納付書のダウンロード書式を用意して、出力した納付書による納付が可能となるよう運用を見直すべきである。
- ② 自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用したコンビニ納付については、全ての税目について利用ができ、最寄りのコンビニエンスストアで納付ができるなど、納税者には利便性が高い納付方法であるが、30万円以下と定められている利用可能額は低く利便性に欠ける面がある。そのため、この利用上限額を拡大するとともに、納付方法等について広く周知し、活用の幅を広げる必要がある。

(2) 地方税に係る法人設立届出書等の手続簡略化について

地方税の法人設立届出書や異動届出書には、登記事項証明書の添付を不要とし、また、異動前の役所のみへの届出とすること。

<理由>

現在、国税に係る各種届出については、登記事項証明書の添付が不要とされ、また、納税地の異動届については、異動前の税務署に提出すればよいこととされている。納税者の事務負担の軽減を図るために、地方税に係る法人設立届出書及び異動届出書についても、国税と同様の取扱いとすべきである。

9. 国際課税

【重要な改正要望事項】

(1) 租税回避行為否認規定の導入について

一般的租税回避否認規定（「General Anti-Avoidance Rule」以下「GAAR」という。）を導入しないこと。

<理由>

わが国の租税法においては、租税回避行為に対して、個別的に租税回避否認規定を設けて対応してきた。しかし近年、多国籍企業による世界各国の税制の違いを利用した節税策に対して、個別的否認規定では対応できない事例が少なからず生じている。

こうした事態に対し、わが国でも GAAR を導入すべきであるという主張がなされている。GAAR とは、全ての分野・取引等に係る租税回避行為を対象とした一般的否認規定であり、わが国を除く G7 各国をはじめとする OECD 諸国の多くで導入されている。

GAAR はその規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、また、課税庁による裁量権の拡大や、恣意的解釈を招くおそれがある。そのため、GAAR は、納税者の予測可能性を著しく害し、法的安定性を損なうおそれがあり、わが国では導入すべきではなく、租税法律主義の考え方にに基づき個別的否認規定を必要に応じて立法化する形で対応すべきである。

仮に、GAAR を導入する議論を進めるのであれば、税法の透明性を確保し、納税者の予測可能性や法的安定性といった租税法律主義の意義に基づく、納税者の権利保護の観点に十分配慮した議論を行うべきである。

(2) 非居住者の国内源泉所得に係る源泉徴収について

非居住者に対する源泉徴収について、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した制度に見直すこと。

(所法 161、同 164、同 212、同 213、所令 281 の 3)

<理由>

非居住者に対して国内源泉所得の支払いをする者は、原則として、源泉徴収義務を負うものとされており、当該国内源泉所得の支払いに際しては、受給者が非居住者であるかどうかについて、源泉徴収義務者が自らの責任において確認しなければならないこととされている。

しかし、源泉徴収義務者は調査権限を有しておらず、支払者が知り得ない情報により受給者が非居住者であることを支払い後に認定される事案も生じており、経済の国際化が進展するわが国において、このような事例は今後増えていくことが考えられる。

したがって、非居住者に対する国内源泉所得に対する源泉徴収制度については、受給者による非居住者告知制度を構築してその周知を図るとともに、源泉徴収義務者の責めに帰さない場合には、加算税等を免除するなど、源泉徴収義務者の事務負担及び責任限定に配慮した措置の構築を検討すべきである。

令和9年度税制改正に関する意見書

東京地方税理士会 調査研究部

副会長 横尾 稔

専務理事 中村 重和

部長 大内 浩一

副部長 橋本 光志

副部長 小原 勝己

参事 信太 元紀

参事 吉田 泰宏

参事 稲葉 啓

参事 三田 薫

参事 實平 圭太

参事 大久保 雄一郎

特命委員 新川 勉
